

さかさやちしつげん
逆谷地湿原県自然環境保全地域
指定書及び保全計画書

平成12年3月

長野県

逆谷地湿原県自然環境保全地域指定書

1 指定理由

逆谷地湿原は、飯綱高原の東端に位置し、標高930m～940mの地域にあるミズゴケ湿原である。

逆谷地の地名は、飯綱高原では飯縄山を頂点として全体的に南～南東方向に流水しているが、当該湿原のみが飯綱高原でもめずらしく集水域を南東側に持ち、西方向に流水しているところから、この名称が付けられたといわれている。

当該湿原は、およそ10万年前から現在にかけて厚さ10数mに達する泥炭層が連続して堆積したとみられ、飯綱高原の古植生の変遷史を記録しているなど、地質学的に貴重な存在である。

また、植生の面からも当該湿原は、オオニガナ、タチアザミ、ヤチスゲなどの湿原特有な種がみられるなど、比較的自然状態が良く保たれた湿原であり、この湿原に依存して繁殖しているハラビロトンボ等の昆虫や鳥類も多く生息しているなど、自然性豊かな湿原である。このようなすぐれた自然環境を維持するために、長野県自然環境保全条例第7条第1項第3号及び第4号に該当する地域として県自然環境保全地域に指定する。

2 自然環境の概要

(1) 植生

湿原は、ハリミズゴケ、シタミズゴケ、オオミズゴケ、ヒメミズゴケ、ウロコミズゴケのミズゴケ類が湿原全域を覆い、ミズゴケ類を基盤に湿原生のミカツキグサ、オオイヌノハナヒゲ、コイヌノハナヒゲ、シロイヌノヒゲ、トキソウ、モウセンゴケ、タチアザミ、オオニガナ、ミズトンボ、ミツガシワ、サワギキョウ等が生育する。湿原周辺の集水地には、ヨシ、アゼスゲ、カサスゲが生育して群落を形成している。この湿原周辺は、ハンノキ、ヤチダモ、ズミの生育する群落と、カラマツ植林域が取り囲み、整った湿原形態を示している。

ア 湿原中央部の群落

湿原中央部は、ハイイヌツゲ-オオミズゴケ群落が発達している。群落はハイイヌツゲ、イソノキ、ミヤマウメモドキ、レンゲツツジ、ノリウツギ、ズミ等の湿原のマント群落構成種の低木が区分種となるが優占種はなく、カーペット状のオオミズゴケが地表を30~50%覆って生育している。

イ 中央部の群落を取り囲むように発達する群落

ミカツキグサ-シロイヌノヒゲ群落が最も広い面積を占め、前記ハイイヌツゲ-オオミズゴケ群落の周辺域を取り囲んでいる。群落は、高層湿原小凹地植生を特徴づけるミカツキグサ、シロイヌノヒゲ、サギスゲ、ホソコウガイゼキショウによって区分される。

湿原北側の地下水位が低くなった立地に発達しているのが、タチアザミ-オオニガナ群落である。群落はタチアザミ、オオニガナ、コバギボウシ、ノハナショウブによって特徴づけられる。この群落は、飯綱高原はもとより県下からは未だ報告されない貴重なものである。

湿原南側の地下水位が地表近くにある立地にみられるのがヨシーシタミズゴケ群落である。群落は草本層にヨシ、コケ層にシタミズゴケが優占している。

ウ 湿原周辺群落

地下水位が低くなり、湿原生の草本が生育できないような乾燥立地に発達しているのが、ズミ-レンゲツツジ群落である。ズミが優占し、レンゲツツジ、イソノキ、ミヤマウメモドキが散生して地表を覆っている。

さらに湿原の南側の低湿地にヤチダモ-ハンノキ群落が発達している。ハンノキ、ヤチダモが高木層を優占し、湿性地に生育するズミ、ハイイヌツゲ、ノリウツギ、ミヤマウメモドキ等の低木類、ハリスゲ、アブラガヤ、ヒメザゼンソウ、ヨシ、タチアザミ、ゴウソ、サワギキョウ等の草本類が生育している。

(2) 野生動物

複雑な陸水環境と豊かな植物相をもつ当該湿原は、動物の生息環境としても優れており、鳥類はノジコ、ホオジロ、クロツグミ、カラ類等29種が確認され、多くの鳥類が湿原と周辺の林に依存し生息している。哺乳類ではウサギ、タヌキ、キツネなどの糞が確認されていることから、これらの種が生息しているものと思われる。

昆虫類としては、蝶類28種、トンボ類15種、セミ類5種、ヘイケボタル等の甲虫類3種及びバッタ等の直翅類5種が確認されている。特に、トンボ類が高密度に生息している。

(3) 地形・地質

本地域は、標高950m～990mの小高い丘陵地に囲まれ、東西の長軸が530m、南北の平均幅が76mの盆地状地形底部に広がる湿原で、西方向に傾斜しているもの殆ど平坦な地形となっている。

地質は、厚さ10数mに達する泥炭層からなり、14C年代測定及び泥炭層内の花粉分析の結果によると、およそ10万年前から現在にかけて堆積されたと推定され、この間の古気候、古環境のデータを内在させているなど学術的にも極めて貴重な湿原である。

(4) 気象

本地域は、標高1,000m弱の高度にしては、冬季の積雪量はさほど多くないが、気温の低下は著しく、寒さは厳しい地域である。降水量は長野市街地より3割程度多い年間1,200mm前後であり、湿度も70～80%と高く、山岳という特性から霧の発生も多い。

3 区 域

(1) 区域の概要

本地域は、飯綱高原の東端に位置し、標高950～990mの盆地状の地形底部に広がる湿原である。

(2) 位置及び区域

長野県長野市三ッ出及び上水内郡牟礼村大字川上字霊仙寺の一部
別添図面のとおり

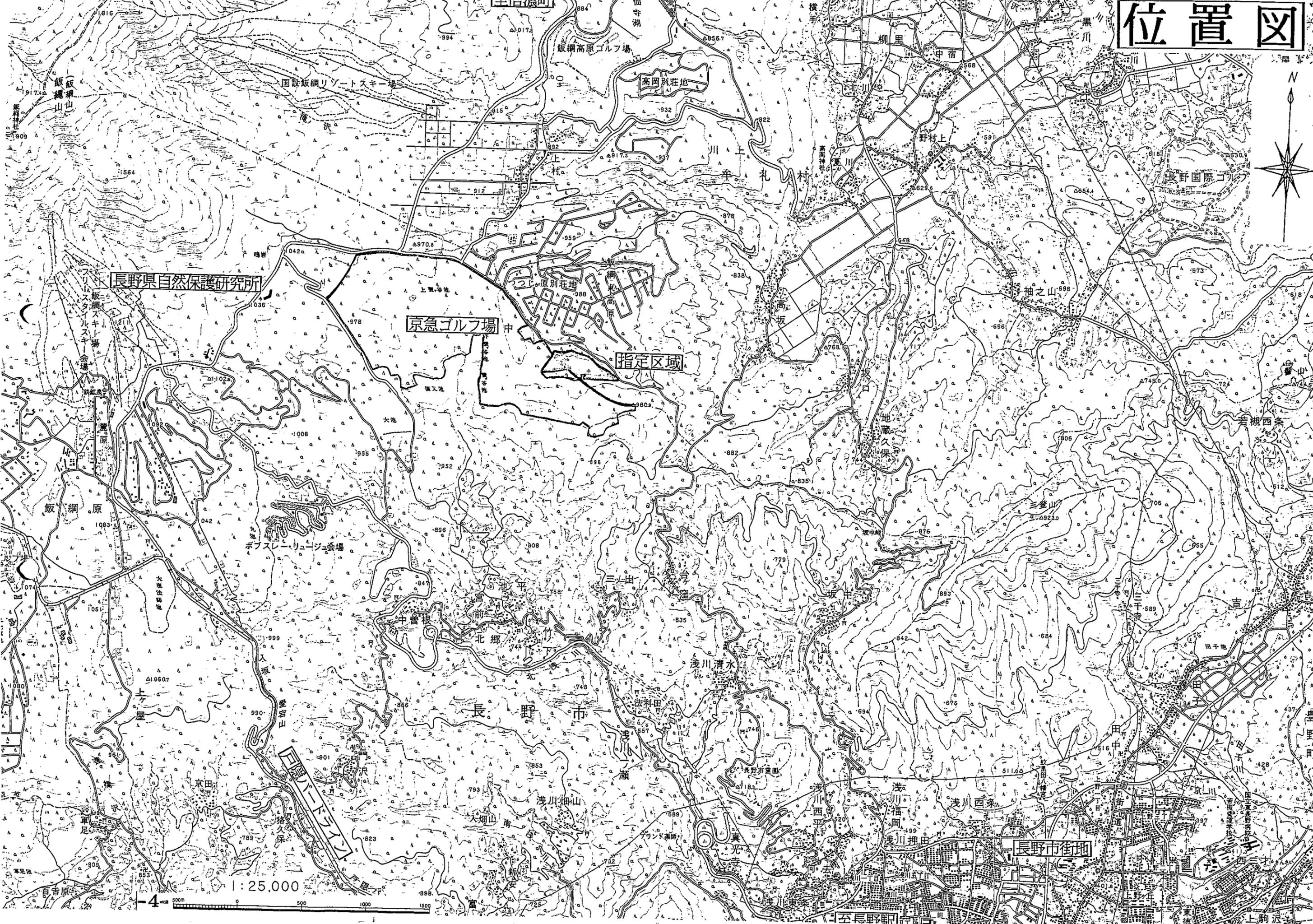
(3) 面積

7.56 ha

(4) 土地所有者

公有地及び民有地

位置図



長野県自然保護研究所

京急ゴルフ場

指定区域

長野市街地

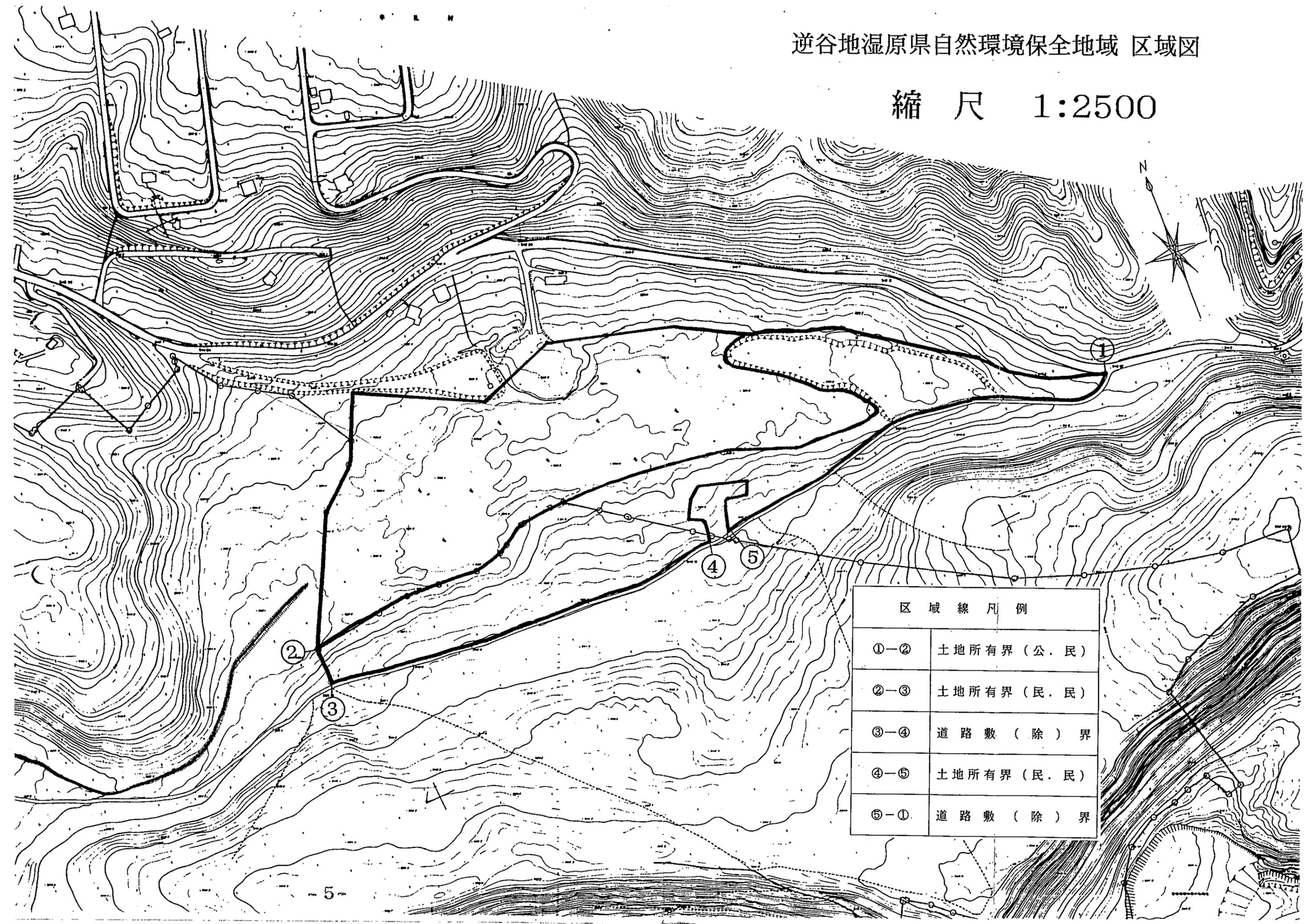
1:25,000



4

逆谷地湿原県自然環境保全地域 区域図

縮尺 1:2500



区域線凡例

| | |
|-----|------------|
| ①—② | 土地所有界（公．民） |
| ②—③ | 土地所有界（民．民） |
| ③—④ | 道路敷（除）界 |
| ④—⑤ | 土地所有界（民．民） |
| ⑤—① | 道路敷（除）界 |

逆谷地湿原県自然環境保全地域に関する保全計画書

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域の保全すべき自然環境は、湿性植物群落が繁茂する典型的な湿原地帯である。

逆谷地湿原は、ミズゴケ類が一面に繁茂し、オオニガナ、タチアザミ、ヤチスゲなど湿原生植物が生育し、特有な植物群落を形成している。また、湿原内にはトンボ類の内、ハラビロトンボが多数生息している。

また、地質的にも、およそ10万年前から現在にかけて厚さ10数mに達する泥炭層が連続して堆積したとみられ、飯綱高原の古環境や古気候の変遷を解明する上でも極めて貴重な存在となっている。

(2) 権利制限関係等の概要

保安林及び天然記念物等の指定はない。

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

逆谷地湿原の優れた植生を保護するため、湿原を中心とした地域を特別地区に指定するとともに、貴重な湿原植物を保護するため、特別地区の全域を野生動植物保護地区に指定し、長野県自然環境保全条例第10条第3項各号及び第11条第3項に掲げる行為について規制する。

(4) 保全施設に関する方針

管理上必要な標識の設置を計画する。

なお、管理上必要な植生復元施設及び制札等必要に応じて設ける。

2 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置及び区域 | 面積 (ha) | 土地所有別面積 (ha) | 摘要 |
|---------------|---|---------|--------------|--------------------------------|
| 逆谷地湿原 特別地区 | 長野県長野市三ッ出 1614-1及び上水内郡牟 礼村大字川上字靈仙寺 2755-1069の一部 別添図面に示す区域 | 4.14 | 公有地 4.14 | 逆谷地湿原県自然環境保全地域のうち逆谷地湿原を中心とした地区 |

総括表

65.749

| 区分 | 特別地区 | | | 普通地区 | | | 合計 | | |
|-------------|------|------|-----|------|------|------|-------|------|------|
| | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 |
| 土地所有別面積(ha) | 0 | 4.14 | 0 | 0 | 0.98 | 2.44 | 0 | 5.12 | 2.44 |
| 地区別面積(ha) | 4.14 | | | 3.42 | | | 7.56 | | |
| 地区別比率(%) | 55.0 | | | 45.0 | | | 100.0 | | |

長 7.17
総 0.19

3 保全のための規制に関する事項

(1) 野生動植物保護地区は、次のとおりとする。

| 名称 | 保護すべき野生動植物の種類 | 位置及び区域 | 面積(ha) | 土地所有別面積 (ha) | 摘要 |
|--------------------------------|------------------------|---|--------|--------------|----------------------|
| 逆谷地 湿原野 生動植 物保護 地区 | オオニガナ タチアザミ ヤチスゲ | 長野県長野市 三ッ出1614-1 及び上水内郡 牟礼村大字川 上字霊仙寺 2755-1069の 一部 別添図面に示 す区域 | 4.14 | 公有地 4.14 | 逆谷地湿原 特別地区の 全域 |

(2) 条例第10条第3項ただし書の規定による許可を受けないで行うことができる
木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

| 区域 | 伐採の方法及びその限度 | 面積 (ha) | 土地所有別面積 (ha) |
|--|--|---------|--------------|
| 長野県長野市 三ッ出1614-1 及び上水内郡 牟礼村大字川 上字霊仙寺 2755-1069の 一部 | 原則として禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える などの自然環境に著しい変化を招く 恐れのない場合には、単木択伐を (択伐率は現在蓄積の10%以内とす る) 行うことができる。 | 4.14 | 公有地 4.14 |

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

| 伐採方法限度 | 禁 伐 等 | | | 30%以内択伐等 | | | その他の方法限度 | | | 合 計 | | |
|---------------|-------|------|-----|----------|-----|-----|----------|-----|-----|-------|------|-----|
| | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 | 国有地 | 公有地 | 民有地 |
| 土地所有別面積 (ha) | 0 | 4.14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4.14 | 0 |
| 方法・限度別面積 (ha) | 4.14 | | | 0 | | | 0 | | | 4.14 | | |
| 方法・限度別比率 (%) | 100.0 | | | 0.0 | | | 0.0 | | | 100.0 | | |

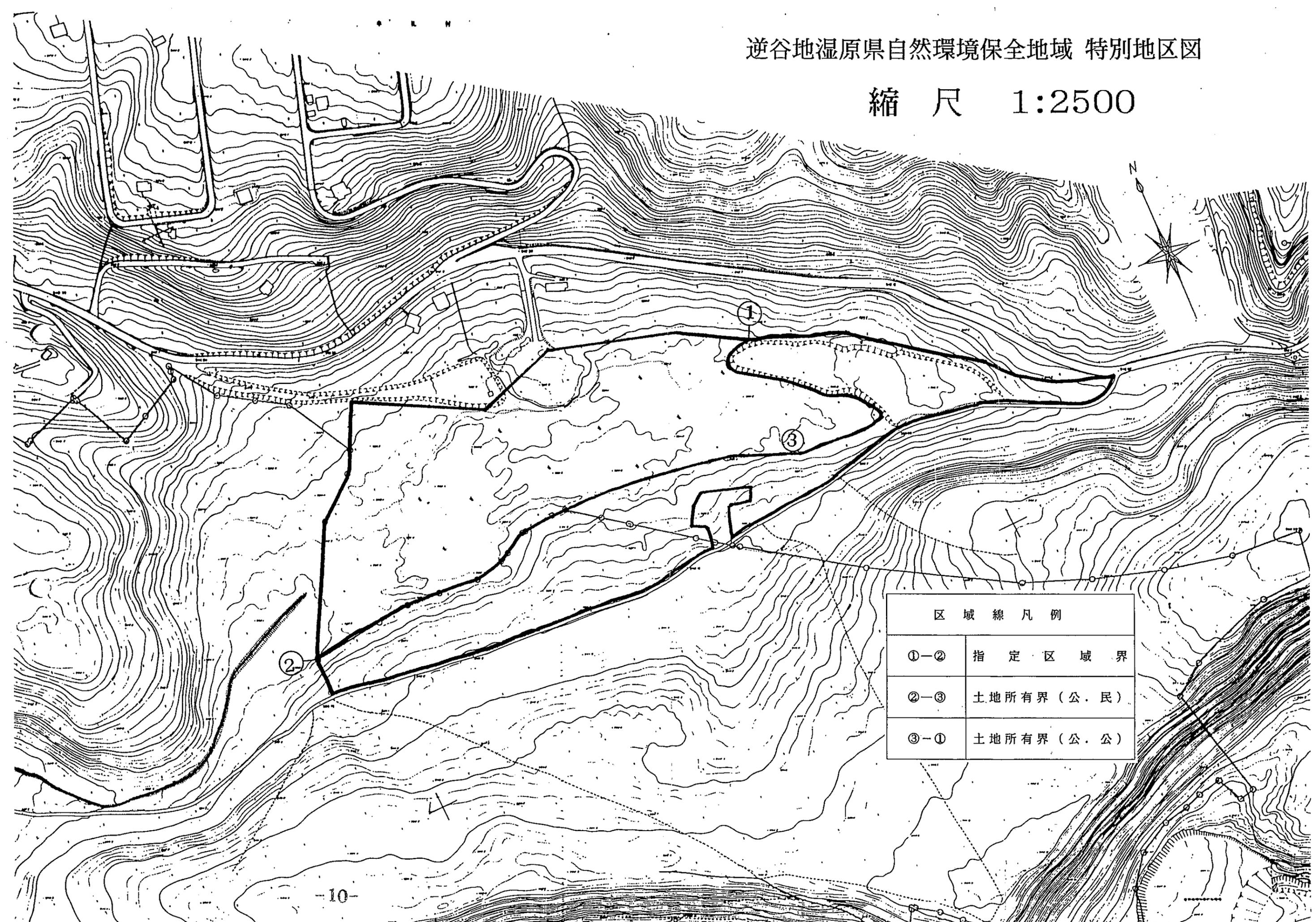
4 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

| 施設の名称・種類 | 位 置 | 規模・構造 | 工種 | 摘 要 |
|----------|---|-------|----|-----|
| 標 識 | 長野県長野市三ッ出及び上水内郡牟礼村大字川上字霊仙寺の一部 別添図面のとおり | | 新設 | 3基 |

逆谷地湿原県自然環境保全地域 特別地区図

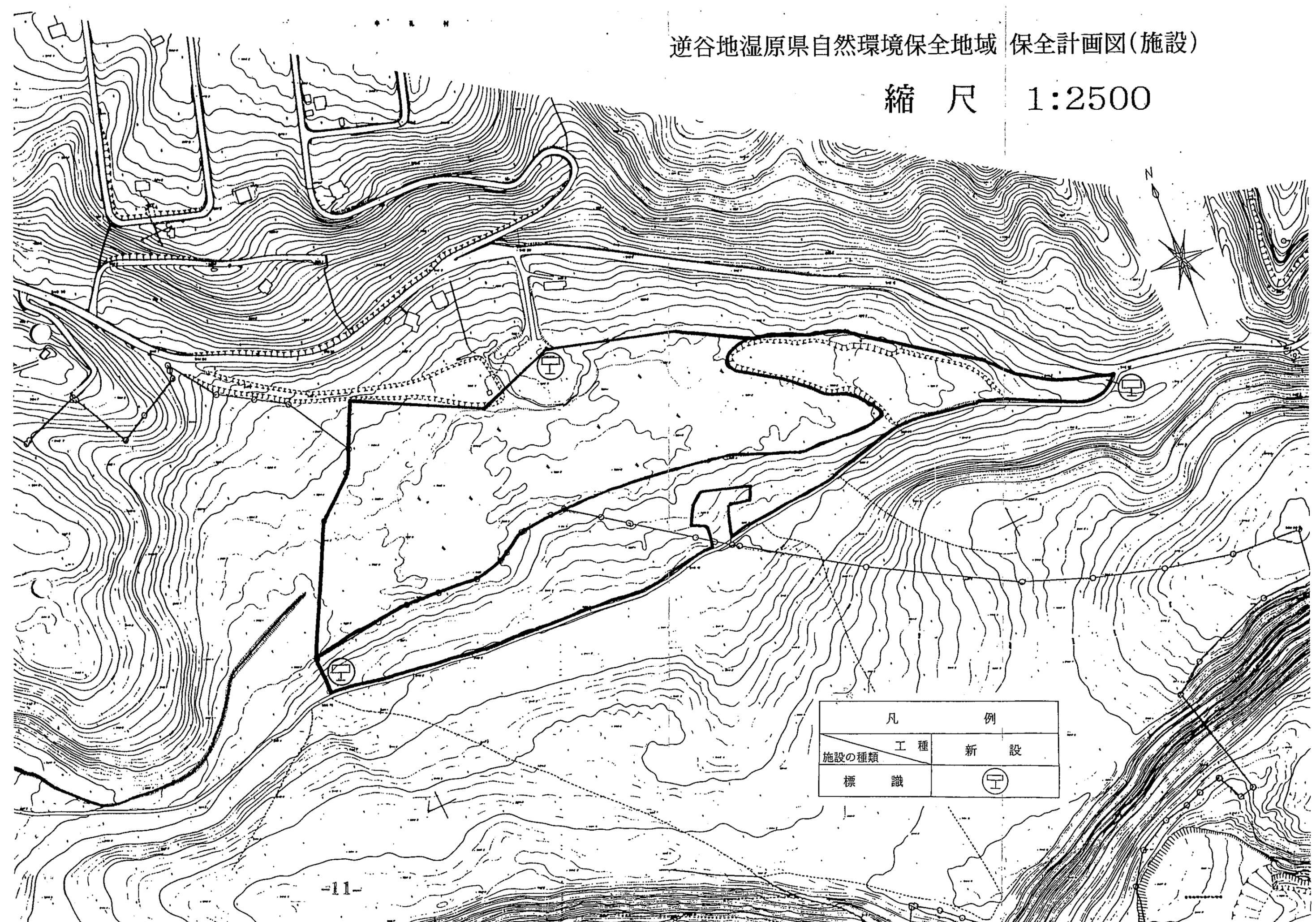
縮尺 1:2500



| 区域線凡例 | |
|-------|------------|
| ①-② | 指定区域界 |
| ②-③ | 土地所有界(公、民) |
| ③-① | 土地所有界(公、公) |

逆谷地湿原県自然環境保全地域 保全計画図(施設)

縮尺 1:2500



| 凡 例 | |
|-------|-----|
| 施設の種類 | 工 種 |
| 標 識 | 新 設 |
| | ⊕ |